

令和元年定例会
予算決算常任委員会 環境生活農林水産分科会
説明資料

(議案補充説明)

1 令和元年度補正予算関係議案について 1

- ・ 議案第 43 号「令和元年度三重県一般会計補正予算（第 5 号）」（関係分）
- ・ 議案第 48 号「令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第 1 号）」
- ・ 議案第 49 号「令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）」
- ・ 議案第 50 号「令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」
- ・ 議案第 51 号「令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」
- ・ 議案第 80 号「令和元年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）」（関係分）

2 議案第 68 号

「三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案」 9

(所管事項説明)

1 令和 2 年度当初予算要求状況について (別添 1-1、1-2)

令和元年 12 月
農 林 水 産 部

1 令和元年度補正予算関係議案について

令和元年度三重県一般会計補正予算(第5号)、(第6号)及び特別会計補正予算 総括表【農林水産部】

○ 一般会計補正予算(第5号)、(第6号) 款別総括表

(単位:千円)

区 分	令和元年度 9月補正後の 予算額(A)	12月補正額			令和元年度 12月補正後の 予算額(B)	9月補正後予算 との比較増減 (B)／(A)
		第5号	第6号	計		
一般会計	(41,607,812)				(41,416,414)	(99.5%)
	35,983,050	▲ 213,758	22,360	▲ 191,398	35,791,652	99.5%
農林水産業費	(39,210,267)				(39,135,638)	(99.8%)
	33,585,505	▲ 96,989	22,360	▲ 74,629	33,510,876	99.8%
農業費	(10,801,671)				(10,897,484)	(100.9%)
	10,681,415	73,453	22,360	95,813	10,777,228	100.9%
畜産業費	(1,840,617)				(1,719,368)	(93.4%)
	1,840,617	▲ 121,249	0	▲ 121,249	1,719,368	93.4%
農地費	(13,999,727)				(13,911,095)	(99.4%)
	9,328,733	▲ 88,632	0	▲ 88,632	9,240,101	99.0%
林業費	(8,060,264)				(8,153,708)	(101.2%)
	7,696,952	93,444	0	93,444	7,790,396	101.2%
水産業費	(4,507,988)				(4,453,983)	(98.8%)
	4,037,788	▲ 54,005	0	▲ 54,005	3,983,783	98.7%
災害復旧費						
	2,397,545	▲ 116,769	0	▲ 116,769	2,280,776	95.1%
農林水産施設災害復旧費	2,397,545	▲ 137,769	0	▲ 137,769	2,259,776	94.3%
自然公園等施設災害復旧費	0	21,000	0	21,000	21,000	皆増

※ 上段()は2月補正予算含みベース

○ 一般会計補正予算(第5号)、(第6号) 事業別総括表

(単位:千円)

区 分	令和元年度 9月補正後の 予算額(A)	12月補正額			令和元年度 12月補正後の 予算額(B)	9月補正後予算 との比較増減 (B)／(A)
		第5号	第6号	計		
一般会計	(41,607,812)				(41,416,414)	(99.5%)
	35,983,050	▲ 213,758	22,360	▲ 191,398	35,791,652	99.5%
公共事業	(23,126,634)				(22,832,822)	(98.7%)
	17,763,374	▲ 293,812	0	▲ 293,812	17,469,562	98.3%
国補公共事業	(16,966,248)				(16,851,083)	(99.3%)
	11,695,688	▲ 115,165	0	▲ 115,165	11,580,523	99.0%
直轄事業	(1,007,001)				(985,237)	(97.8%)
	1,007,001	▲ 21,764	0	▲ 21,764	985,237	97.8%
県単公共事業	(2,024,140)				(2,015,526)	(99.6%)
	2,024,140	▲ 8,614	0	▲ 8,614	2,015,526	99.6%
受託公共事業	(731,700)				(721,200)	(98.6%)
	639,000	▲ 10,500	0	▲ 10,500	628,500	98.4%
災害復旧事業	(2,397,545)				(2,259,776)	(94.3%)
	2,397,545	▲ 137,769	0	▲ 137,769	2,259,776	94.3%
非公共事業	(18,481,178)				(18,583,592)	(100.6%)
	18,219,676	80,054	22,360	102,414	18,322,090	100.6%
うち災害復旧事業	(0)				(21,000)	
	0	21,000	0	21,000	21,000	皆増

※ 上段()は2月補正予算含みベース

○ 特別会計補正予算 総括表

(単位:千円)

区 分	令和元年度 9月補正後の 予算額(A)	12月補正額	令和元年度 12月補正後の 予算額(B)	9月補正後予算 との比較増減 (B)／(A)
特別会計	1,236,857	85,082	1,321,939	106.9%
就農施設等資金貸付事業等	99,983	▲ 2,382	97,601	97.6%
地方卸売市場事業	250,338	142	250,480	100.1%
林業改善資金貸付事業	566,743	51,533	618,276	109.1%
沿岸漁業改善資金貸付事業	319,793	35,789	355,582	111.2%

令和元年度 三重県一般会計補正予算（第5号）主要項目一覧表
 （補正額1千万円以上の事業、CSF対策事業、アコヤガイへい死対策事業）

一般会計

（単位：千円）

項	目	事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要	
非公共事業							
農業費	農業総務費	農政総務費 （人件費）	7,703,336	242,264	7,945,600	農林水産部職員人件費の精査による増額	
		食の安全・安心確保 推進事業費	1,600	497	2,097	【CSF対策】 風評被害対策に係る啓発用物品 の購入に要する経費の増額	
	農作物対策費	三重の水田農業構造 改革総合対策事業費	124,708	▲ 10,329	114,379	国補助金の内示額の減等による 減額	
		園芸特産物生産振興 対策事業費	285,385	▲ 10,689	274,696	事業計画の変更等による国補助 金の減額	
		産地パワーアップ事 業費	605,165	▲ 72,611	532,554	事業計画の変更等による国補助 金の減額	
	農業試験 研究費	農業技術高度化研究 開発推進事業費	188,969	▲ 49,611	139,358	受託事業の減による減額	
	畜産業費	畜産振興費	中小家畜経営対策事 業費	10,603	2,773	13,376	【CSF対策】 豚肉等消費維持・拡大のための 風評被害対策の拡充等による増 額
			高収益型畜産連携体 育成事業費	436,130	▲ 293,058	143,072	事業計画の変更による国補助金 の減額
		家畜保健衛生費	家畜衛生防疫事業費	844,822	26,409	871,231	【CSF対策】 飼養豚へのCSFワクチン接 種、野生いのししCSF感染確 認検査に要する経費の増額
			家畜衛生危機管理体 制維持事業費	307,655	61,211	368,866	【CSF対策】 野生いのしし捕獲強化及びCS F検査体制整備に要する経費の 増額
畜産業試験 研究費		畜産業試験研究管理 費	64,015	82,083	146,098	【CSF対策】 畜産研究所の飼養衛生管理水準 の向上に要する経費等の増額	

令和元年度 三重県一般会計補正予算（第5号）主要項目一覧表
 （補正額1千万円以上の事業、CSF対策事業、アコヤガイへい死対策事業）

一般会計

（単位：千円）

項	目	事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
非公共事業						
農地費	農地総務費	農地総務費	11,672	24,381	36,053	換地業務の計画変更等による増額
	農地調整費	農業委員会交付金等事業費	172,895	25,000	197,895	国補助金の内示額の増による増額
	農村振興費	多面的機能支払事業費	1,093,366	▲ 17,181	1,076,185	国補助金の内示額の減等による減額
林業費	森林総務費	森林情報基盤整備事業費	115,946	39,377	155,323	国補助金の内示額の増による増額
		森林環境譲与税基金積立金	31,286	64,242	95,528	三重県森林環境譲与税基金への積み立てによる増
水産業費	水産業試験研究費	水産関係県単経常試験研究費	6,358	5,042	11,400	【アコヤガイへい死対策】種苗生産に必要な親貝の確保、育成に要する経費の増額
自然公園等施設災害復旧費	自然公園等施設災害復旧事業費	自然公園等施設災害復旧事業費	0	21,000	21,000	令和元年9月4日豪雨及び台風第19号により被災した森林公園施設及び自然公園施設の復旧による増額（三重県民の森、吉野熊野国立公園）

令和元年度 三重県一般会計補正予算（第5号）主要項目一覧表
（補正額1千万円以上の事業）

一般会計

（単位：千円）

項	目	事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
公共事業						
	土地改良費	県営かんがい排水事業費	523,625	▲ 25,375	498,250	国割当内示による減額 （伊勢市、多気町、明和町、玉城町）
		団体営かんがい排水事業費	94,865	44,975	139,840	国割当内示による増額 （全域）
		高度水利機能確保基盤整備事業費	1,124,011	99,180	1,223,191	国割当内示及び事業精査による増額 （四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、菟野町、多気町、明和町、玉城町）
		県営受託高度水利機能確保基盤整備事業費	21,000	▲ 10,500	10,500	事業精査による減額 （松阪市）
農地費	農地防災事業費	県営ため池等整備事業費	1,166,649	139,732	1,306,381	国割当内示及び事業精査による増額 （津市、伊賀市、伊勢市、度会町、松阪市、紀北町、いなべ市、桑名市、菟野町、亀山市）
		団体営ため池等整備事業費	443,527	▲ 10,000	433,527	国割当内示による減額 （伊賀市）
		海岸保全施設整備事業費	180,500	▲ 16,000	164,500	国割当内示による減額 （全域）
		農業用施設アスベスト対策事業費	178,500	171,150	349,650	国割当内示による増額 （伊勢市、玉城町）
		基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業費	912,205	▲ 502,119	410,086	事業実施計画の変更による減額 （桑名市、松阪市、志摩市、全域）
	農村振興費	県営農村振興総合整備事業費	178,316	▲ 10,500	167,816	事業精査による減額 （伊賀市）
	国営等推進費	国営等関連対策事業費	1,007,001	▲ 21,764	985,237	事業精査による減額 （津市、亀山市、伊賀市、名張市、伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町）

令和元年度 三重県一般会計補正予算（第5号）主要項目一覧表
（補正額1千万円以上の事業）

一般会計

（単位：千円）

項	目	事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
公共事業						
林業費	治山費	治山事業費	1,700,817	20,000	1,720,817	国割当内示による増額 （松阪市）
水産業費	水産基盤整備費	県営漁港海岸保全事業費	316,900	37,296	354,196	事業進捗を図るための増額 （津市）
		市町営水産物供給基盤機能保全事業費	348,375	▲ 71,525	276,850	国割当内示による減額 （津市）
		海女漁業等環境基盤整備事業費	456,237	125,345	581,582	事業進捗を図るための増額 （志摩市、御浜町、紀宝町）
		伊勢湾アサリ漁業環境基盤整備事業費	120,400	▲ 109,835	10,565	事業実施計画の変更による減額 （四日市市、松阪市）
		三重の未来を紡ぎ繋げる漁業振興事業費	315,000	▲ 19,110	295,890	事業精査による減額 （志摩市）
農林水産施設災害復旧費	耕地災害復旧費	団体営災害耕地復旧事業費（平成29年災害復旧事業費）	49,510	▲ 15,326	34,184	事業精査による減額 （いなべ市、四日市市、名張市、多気町、明和町）
		団体営災害耕地復旧事業費（平成30年災害復旧事業費）	187,072	▲ 170,799	16,273	国割当内示による減額 （いなべ市、名張市、伊賀市、大台町、御浜町）
	林野災害復旧費	治山施設災害復旧事業費（平成29年災害復旧事業費）	31,500	58,356	89,856	事業精査による増額 （御浜町）
	海岸災害復旧費	県営海岸保全施設等災害復旧事業費（平成30年災害復旧事業費）	10,000	▲ 10,000	0	災害の発生がなかったことによる減額 （全域）

令和元年度三重県一般会計補正予算（第5号）債務負担行為

(追加)

事 項	期 間	限 度 額	設定理由
真珠養殖業者の経営支援に係る農林漁業セーフティネット資金利子助成契約	令和2年度 ～ 令和12年度	融資総額300,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子助成する。	新たに設ける利子助成を実施するにあたり、複数年契約が見込まれるため、債務負担行為を設定するもの。
漁業近代化資金等保証料助成契約	令和2年度 ～ 令和12年度	融資総額400,000千円を限度として年率1.0%以内で保証料を助成する。	新たに設ける保証料助成を実施するにあたり、複数年契約が見込まれるため、債務負担行為を設定するもの。
アコヤガイ種苗生産に関する委託契約	令和元年度 ～ 令和2年度	6,250千円	種苗生産を委託するにあたり、複数年契約が見込まれるため、債務負担行為を設定するもの。

(変更)

事 項	区分	期 間	限 度 額	変更理由
漁業近代化資金利子補給契約	補正前	令和2年度 ～ 令和24年度	融資総額1,100,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。	新たな借り入れ案件が見込まれることから、債務負担行為の限度額を増額するもの。
	補正後	令和2年度 ～ 令和24年度	融資総額1,300,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子助成する。	
漁業経営維持安定資金利子補給契約	補正前	令和2年度 ～ 令和19年度	融資総額10,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。	新たな借り入れ案件が見込まれることから、債務負担行為の限度額を増額するもの。
	補正後	令和2年度 ～ 令和19年度	融資総額100,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。	

令和元年度三重県一般会計補正予算（第5号）繰越明許費

(単位：千円)

科 目	金 額
一般会計	2,423,001
農林水産業費	2,423,001
農地費	120,312
基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業費	105,000
団体営農村振興総合整備事業費	15,312
林業費	648,130
林道事業費	98,000
治山事業費	333,700
県単治山事業費	216,430
水産業費	1,654,559
県営漁港海岸保全事業費	298,356
県単沿岸漁場整備事業費	37,296
市町営水産物供給基盤機能保全事業費	78,600
市町営農山漁村地域整備事業費（水産基盤整備）	125,000
県営受託漁港海岸保全事業費	504,307
県営水産生産基盤整備事業費	611,000

令和元年度 三重県一般会計補正予算（第6号）項目一覧表

一般会計

(単位：千円)

項	目	事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
非公共事業						
農業費	農業総務費	農政総務費 (人件費)	7,945,600	22,360	7,967,960	農林水産部職員人件費 (人事委員会勧告に基 づく給与改定による増 額補正)

令和元年度 特別会計補正予算主要項目一覧表

(補正額1千万円以上の事業)

特別会計

(単位：千円)

項	目	事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）						
林業改善資金 貸付事業費	予備費	予備費	40,911	51,533	92,444	前年度繰越金の確定による増額
三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）						
沿岸漁業改善資金 貸付事業費	予備費	予備費	277,526	35,789	313,315	前年度繰越金の確定等による増額

【議案補充説明】

2 議案第 68 号「三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

「大学等における修学の支援に関する法律」（以下、「法律」という。）の制定に鑑み、三重県農業大学校条例（以下、「条例」という。）における授業料の減免等についての規定を整備するものです。

2 条例改正の概要

低所得者世帯の者が、社会で自立・活躍するために必要な教育を実施する大学等に修学できるよう、その経済的負担を軽減する目的で法律が制定され、令和 2 年 4 月 1 日から施行される予定です。

三重県農業大学校では、これまで条例に基づき、経済的理由により授業料の負担が困難と認める者等に対して、授業料の減免等を実施してきたところですが、法律の施行にあわせて、その減免等に係る規定を以下のとおり改正します。

- ・ 条例第 8 条 1 項として、法律により授業料等減免対象者として認定した者について、農業大学校の授業料を減免する規定を追加
- ・ 条例第 8 条 2 項として、法律による対象者以外の者を、従来どおり県独自の基準で減免が行える規定に整理
- ・ 条例第 8 条 3 項として、法律による対象者以外の者を、従来どおり県独自の基準で徴収の猶予が行える規定に整理

3 施行期日

法律の施行の日から施行

議案第六十八号

三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和元年十一月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県農業大学校条例の一部を改正する条例

三重県農業大学校条例(昭和六十一年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(授業料の減免等)</p> <p>第八条 知事は、大学等における修学の支援 に関する法律(令和元年法律第八号)第八 条第一項の規定により授業料等減免対象 者として認定した者(次項において「授業 料等減免対象者」という。)については、 授業料を減免するものとする。</p> <p>2 知事は、授業料等減免対象者のほか、経 済的理由により授業料の負担が困難であ ると認められる者その他特に必要がある と認められる者については、授業料を減免 することができる。</p> <p>3 知事は、経済的理由により授業料の負担 が困難であると認められる者その他特に 必要があると認められる者については、授 業料の徴収を猶予することができる。</p>	<p>(授業料の減免等)</p> <p>第八条</p> <p>知事は、経済的理由により授業料の負担 が困難であると認められる者その他特に 必要があると認められる者については、授 業料を減免し、又はその徴収を猶予するこ とができる。</p>

附則

この条例は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行する。

提案理由

大学等における修学の支援に関する法律の制定に鑑み、授業料の減免等についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。